

県立但馬文教府「但馬文庫」利用要項

第1 目 的

但馬文庫は、青少年及び成人の教養を高め、地域文化の向上を図るため、図書及び視聴覚資料等を収集・整理し、県民の利用に供して但馬の良さを知ってもらい、ふるさと但馬を愛する心を培うとともにこころ豊かな人づくりに資する。

第2 利用時間

但馬文庫の利用時間は、9時から21時までとする。

第3 利用方法

- (1) 但馬文庫内での閲覧及び視聴とする。
- (2) 但馬文教府外への図書等の貸し出しを受けようとする場合は、予め貸し出し申請書（別紙様式）を提出し、但馬文教府長の許可を得なければならない。ただし、禁帯出の指定図書等は貸出しを行わない。
- (3) 図書等の貸出しは、原則として3冊以内とする。
- (4) 貸出しを受けた図書等は転貸してはならない。
- (5) 貸出しの期間は、原則として20日以内とする。

第4 現状回復義務

利用者が図書等を紛失または破損したときは、当該図書等を別途確保するか、または、相当の図書等でこれを現状に回復しなければならない。

付則1 この要項は、昭和63年6月から適用するものとする。

2 この要項は、平成8年7月から適用するものとする。

3 この要項は、平成18年4月1日から適用するものとする。

4 この要項は、平成20年4月1日から適用するものとする。